

# 名古屋北部民商ニュース

発行：2025年3月10(月) No.609

名古屋北部民主商工会

〒462-0035 北区大野町3-19

TEL (052)915-8111

FAX (052)915-8114

E-mail jimukyoku@hokubuminsho.stl.jp

## 3.13に参加し、仲間とともに申告しよう！！

### 申告相談会で役員が相談員として奮闘

今年の確定申告相談会では、新しい相談員が頑張っています。守山コープでの相談会(2/27)には、守山東支部の南照代さんが、志段味地区会館(3/1)には、守山西部役員の佐々木すみ子さんが参加。佐々木さんは、3月3日と6日の相談会にも参加。また、西支部の相談会では、3回とも小塩会長はじめ宮内さん、安齋さん、岩田さんの4人西支部役員全員が参加し、署名の訴えや3.13統一行動の説明を行いました。山田支部では、前田さんの経営する印刷所のスペースで、前田建太さん、香代子さんが、駐車場の確保から、スリッパの手配まで行き、スムーズに申告相談に乗れるよう準備しています。その相談会場には、7人の会員が訪れ、「毎年、これが終わるまですごく憂鬱」「インボイスを取ってないけど、いいのかな～」「孫が成人したのよ」など、世間話もしながら、申告書を書き上げました。「今年は、



名星印刷での相談会のようす



確定申告の記  
事を切り抜き

取受印を押してもらえないよ」と言うのと「なんで？」と必ず聞かれます。「DXの推進とか言って紙の申告書を税務署は減らしたいからだよ」と言うのと「そんなの無理」「ひどい」という声がほとんど。北区の民商事務所の相談会(3/2)には、平安支部の橋本さんが相談員として参加。(なお、2月23日の相談では、守山西支部長の和賀井さんが受付で、署名や大腸がん検診の呼びかけを行いました。)  
昨年、橋本さんが相談に乗った若い業者が訪れ、橋本さんが自主計算書を検算。「わ～去年と比べてしっかり書いてある。とても前進していますね」と言われ、本人も嬉しそう。しかし、控除証明書を忘れてきたため、もう

### オンラインカジノと賭博罪 弁護士 村上 光平 (名古屋北法律事務所)

昨今、スポーツ選手や芸能人がオンラインカジノを利用したことを理由に書類送検されたことが相次いで報道されています。日本の法律は賭博行為を禁止しており、日本国内でスマートフォン、パソコンからオンラインカジノをした場合も賭博行為に該当します。オンラインカジノを利用した場合には、刑法185条の「単純賭博罪」(50万円以下の罰金又は科料)や同法186条1項の「常習賭博罪」(3年以下の懲役)に問われる可能性があります。賭博行為とは、偶然の勝敗によって、勝者が財物を得て、敗者が財物を失うものなので、麻雀や将棋、オセロ、ボードゲーム等の競技種目でも該当します。警察に事情を聴かれている多くの方々が、「グレーゾーンだと説明されて大丈夫だと思った」「違法だとは思わなかった」という話をしているそうです。しかし、オンラインカジノが違法であることを知らなかったとしても、刑法38条3項により犯罪が成立します。オンラインカジノはスマートフォンからでも簡単に接続できてしまうことから、その危険性を深く考えずに利用してしまいがちとされています。国際カジノ研究所の調査によると、日本国内には、300万人を超えるオンラインカジノの利用経験者が推計されるとされており、意外と身近にリスクが潜んでいそうです。オンラインカジノに限らず、「違法ではない」という誘い文句を単

### 3・13重税反対全国統一行動<名古屋北部集会>に参加しよう！

<北区・守山区集会>

日時 3月13日(木) 午後2時20分～

場所 清水公園

<西区集会>

日時 3月13日(木) 午後2時～

場所 花の木公園